

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部改正について

平成 20 年 11 月 25 日  
中央卸売市場

1 改正の趣旨

卸売市場法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 96 号）の施行に伴い、全国一律に定められていた卸売業者の委託手数料について、卸売市場の開設者が委託手数料の設定方法等を定めることとされたことを受けて、必要な規定の整備を行うものである。

2 改正の主な内容

- (1) 卸売業者が市場における卸売のための販売の委託を引き受ける場合に、その委託者から收受する委託手数料の率の設定について、卸売業者の届出制とする。
- (2) 市長は、委託手数料の率により、委託者に対し不当に差別的な取扱いが生じること、卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により、生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるときその他不適切と認めるときは、委託手数料の率その他の事項に関し必要な改善措置命令をすることができる。

3 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日

※ ほとんどの市場の届出制を遂行している。